

会 議 録

会 議 の 名 称	弘前市指定管理者選定等審議会
開 催 年 月 日	平成 30 年 10 月 12 日 (金)
開 始 ・ 終 了 時 刻	9 時 00 分 から 10 時 53 分まで
開 催 場 所	弘前市役所 前川新館 6 階大会議室
議 長 等 の 氏 名	清藤 憲衛
出 席 者	委員 清藤 憲衛 (会長) 委員 熊谷 幸一 委員 飯島 裕胤 委員 小林 太郎 委員 菊池 励美
欠 席 者	なし
施設所管部職員の 職 氏 名	(石川東老人福祉センター) (弘前市生きがいセンター) 健康福祉部長 外川 吉彦 健康福祉部理事兼福祉事務所長 須郷 雅憲 介護福祉課長 三上 誠 介護福祉課長補佐 相馬 延承 介護福祉課係長 藤岡 英貴 介護福祉課主事 相馬 美桜 (弘前市急患診療所) 健康福祉部長 外川 吉彦 健康福祉部理事兼福祉事務所長 須郷 雅憲 健康づくり推進課長 一戸 ひとみ 健康づくり推進課長補佐 山内 恒 健康づくり推進課主幹 渋谷 輝之 健康づくり推進課主査 工藤 稚子 (弘前職業能力開発校) (弘前市伝統産業会館) 商工部長 秋元 哲 商工政策課 中村 工 商工政策課長補佐 竹内 孝行

	<p>商工政策課総括主幹 太田 尚亨 商工政策課主幹兼係長 澁谷 卓 商工政策課主事 西谷 充顕 (小栗山農村交流公園) (岩木カントリーエレベーター) 農林部長 宇庭 芳宏 農林部理事兼農業政策課長 本宮 裕貴 農業政策課長補佐 齊藤 隆之 農業政策課長補佐 黒沼 立真 農業政策課主幹兼係長 成田 政嗣 農業政策課係長 齋藤 大介 農業政策課総括主査 小山内 健一 農業政策課主事 山内 靖</p>
事務局職員の 職 氏 名	<p>企画課長 澁谷 明伸 企画課情報分析・行革・連携担当総括主幹 蒔苗 元 企画課情報分析・行革・連携担当主事 富田 正史</p>
会議の議題	<p>案件 1. 石川東老人福祉センターほか計7施設の指定管理者候補者の選定について</p>
会議結果	<p>案件 1. 石川東老人福祉センターほか計7施設の指定管理者候補者の選定について (1) 石川東老人福祉センター 薬師堂町会を石川東老人福祉センターの指定管理者候補者に選定する。 (2) 弘前市生きがいセンター 公益社団法人弘前市シルバー人材センターを弘前市生きがいセンターの指定管理者候補者に選定する。 (3) 弘前市急患診療所 一般社団法人弘前市医師会を弘前市急患診療所の指定管理者候補者に選定する。 (4) 弘前職業能力開発校 職業訓練法人弘前職業訓練協会を弘前職業能力開発校の指定管理者候補者に選定する。 (5) 弘前市伝統産業会館 弘前市伝統産業会館管理運営委員会を弘前市伝統産業会館の指定管理者候補者に選定する。</p>

	<p>(6) 小栗山農村交流公園 小栗山町会を小栗山農村交流公園の指定管理者候補者に選定する。</p> <p>なお、岩木カントリーエレベーターについては、継続審議を行うものとする。</p>
<p>会議資料の名称</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者候補者選定結果一覧表等（資料1） ・ 指定管理者制度に係る今後のスケジュール（資料2）
<p>会議内容 (発言者、発言内容、審議経過、結論等)</p>	<p>1 開会 2 案件 3 その他 4 閉会</p> <hr/> <p>2 案件</p> <p>【以下、施設所管部からの説明、質疑等の概要】</p> <p>(議長) 全体の概要について、事務局の説明を求める。</p> <p>(事務局) 資料1は募集単位ごとの申請者を示したもので、(1)から(7)ともに施設所管課において募集の受付を行い、受付終了後、施設を所管する各部に小委員会を設置し、総合評価方式による評価を行ったもので、その結果が記載されている。総合評価方式は評価点が最も高い申請者を選定案とするものとして、100点満点換算で60点を最低基準としており、非公募であっても下回る場合は候補者として選定しないものとしている。なお、選定方法については、すべて非公募となっている。</p> <p>(議長) 石川東老人福祉センターほか計7施設の指定管理者候補者の選定案について、審議を行う。 会議の進め方は、募集グループごとに、担当部からの説明及び質疑を行い、審議することとする。 それでは、健康福祉部から、石川東老人福祉センターの指定管理者選定案について説明をお願いします。</p> <p>(施設所管部) 当施設の指定管理者については、現在指定管理を行っている</p>

薬師堂町会を引き続き指名するものである。

(申請の概要等について説明)

評価について、小委員会における評点合計の 100 点満点換算点は 84.8 点となった。したがって、薬師堂町会を指定管理者候補者の選定案として決定した。

(議長)

以上の説明について、質問や意見はないか。

(委員)

100 点満点換算で 84.8 点とはどういった評価をしたのか。

(施設所管部)

施設の主な利用が、地域のコミュニティーということで集会所の扱いがほとんどであり、現在の利活用方法以上のものが出るのかという点から、最終的にこのような点数となった。

(委員)

指定管理料の金額も高額でないということも反映しているのか。

(施設所管部)

そういうことになる。昨年度までは 1 人の職員が対応して 1 か月 5 万円程度の人件費ということであったが、開館の 3 分の 1 は誰も来ない日であったことから、今年度からは、負担を考慮して輪番制をとり、予約がある場合は全て開館し、急な利用の場合は、輪番制の町会役員の方にお問い合わせする予定である。

(委員)

ゲートボール室の利用はどうか。

(施設所管部)

使われていない状況である。

(委員)

平成 25 年度の指定管理料が高かった理由は。

(施設所管部)

平成 25 年度の指定管理者は弘前草右会となっていたが、地元から使い勝手が悪いということから、自分達で管理したいということから金額も変更している。

(委員)

利用増加の具体的手法について計画がなく、あまりにも漠然としているので、次回の選定時にはもう少し頑張ってください。また、定期的にも実施している健康教室とは、どれくらいの頻度で実施されているのか。今後の計画は。

(施設所管部)

地域の高齢者サークルで名を「すみれ会」といい、月 1 回、地元町会の高齢者が参加して健康教室を実施している。

(委員)

会の中に指導する人がいるのか。

(施設所管部)

外部から指導者を招いて実施している。

(委員)

健康教室について、拡がりがあって保健医療の効果が望まれるということであるから実施していることなら、とても良い事と考えるので、今後は参加人数について把握していただきたい。

(施設所管部)

補足として、今後の 3 年の間で町会への無償譲渡を検討することとしており、譲渡後は町会の集会所となる予定である。また、施設は市の南端にあり、集落のさらに奥まった場所に設置しており、他から人が来るようなところではない施設である。

(議長)

他に質問等がなければ、石川東老人福祉センターの指定管理者選定案については、妥当であるとしてよろしいか。

<委員了承>

(議長)

次に、弘前市生きがいセンターの指定管理者選定案について説明をお願いします。

(施設所管部)

当施設の指定管理者については、現在指定管理を行っている弘前市シルバー人材センターを引き続き指名するものである。

(申請の概要等について説明)

評価について、小委員会における評点合計の 100 点満点換算点は 87.2 点となった。したがって、弘前市シルバー人材センターを指定管理者候補者の選定案として決定した。

(議長)

以上の説明について、質問や意見はないか。

(委員)

こちらの評価点 87.21 点となっていることについては、どういった評価をしたのか。

(施設所管部)

この施設は、シルバー人材センターと生きがいセンターの合

わせて約 1 万人が利用しており、利用者が多いところと、さまざまな生きがい教室などを実施している点が評価されたものである。

(委員)

人が集まることは内容が充実しているということか。市としては満足しているということか。

(施設所管部)

現段階では十分に実施していると考える。しかし、更にいろいろな、いきがい教室などを実施してほしいと考える。

(委員)

新しい提案についてももう少し差配があってもいいのかなと思う。

(委員)

生きがい教室など実施しバラエティあるのは評価できるが、シルバーに登録している人が利用して、登録以外の人の利用状況など、教室の利用内訳はあるのか。

(施設所管部)

そこまでは把握しきれていない。

(委員)

シルバーに登録している人だけで利用していると、拡大していかないのでは。これだけの教室をシルバー登録だけの会員だけで利用してとなると、他の市民が存在も知らないし利用も出来ない。内訳を把握し施設の規模的にも拡大出来るのであれば、施設を開放していくことが必要と考える。高齢者も自然減しており、シルバー登録も減っていることから、施設の相乗効果を求めることから教室の開催周知を図っていけばと考える。

(施設所管部)

今後は把握するように努めていきたい。

(委員)

この申請書からは、施設の利活用の手法や拡充については、あまり触れられていないという印象を受ける。継続しての管理ということなので、新しい試みを行っていただくかを考えてほしい。

(議長)

他に質問等がなければ、弘前市生きがいセンターの指定管理者選定案については、妥当であるとしてよろしいか。

<委員了承>

(議長)

次に、弘前市急患診療所の指定管理者選定案について説明をお願いします。

(施設所管部)

当施設の指定管理者については、現在指定管理を行っている弘前市医師会を引き続き指名するものである。

(申請の概要等について説明)

評価について、小委員会における評点合計の100点満点換算点は87.2点となった。したがって、弘前市医師会を指定管理者候補者の選定案として決定した。

(議長)

以上の説明について、質問や意見はないか。

(委員)

予算内訳比較表を見ると、ほぼ市で運営した場合と医師会で運営した場合で一緒と見られるが、普通では市で運営したよりも医師会の方が低くなると思うが、どのように読み取ればいいのか。

(施設所管部)

概ね運営費が固定化しているところがあり、医師会での積算は現状をベースに実態に即した内容となっていることから、似たような形となっていると認識している。

(委員)

その認識であれば、市が運営しても医師会と同様に出来るということになるのか。

(施設所管部)

医師が従事する単価については、診療報酬をベースに積算しており、現状では、いまの単価を想定して積算している。仮に市が直営で実施するとなった場合でも、市には医師がいなく、医師の確保については医師会にお願いしている現状にある。

(委員)

現実には理解しているが、医師会しかいないという仕組みについて、一般論としてどうなのかと思う。

(施設所管部)

経費的には、ほぼ人件費が占めており、市としては最低金額でお願いし、基本的には絞る部分がないと考える。運営については、同じ建物に市と医師会が入り、日々意見交換しながら対応している。

(委員)

どんな組織であれ、聖域をつくってはいけないと思う。

(施設所管部)

例えば、弘前大学医学部などが受けていただく可能性があれば、考える部分があるが、単独の医療法人で受けるということについては医師数が足りず、一定の医師を抱えたところでない
と出来なく、この地域では選択肢が少ないという状況にある。

(委員)

添付書類について、各申請書とも統一した様式で提出してもら
うようお願いしたい。

(議長)

事務局で対応するようにしてほしい。

(委員)

市と医師会の関係が上手くいっていることは市民として感じる
ところであるが、そこありきということがないようなチェック機能が働かないと。なし崩しのにならないように。

(施設所管部)

毅然と対応する部分では、今後もしっかりと対応していきたい。
い。

(議長)

他に質問等がなければ、弘前市急患診療所の指定管理者選定
案については、妥当であるとしてよろしいか。

<委員了承>

(議長)

次に、商工振興部から、弘前職業能力開発校の指定管理者選
定案について説明をお願いする。

(施設所管部)

当施設の指定管理者については、現在指定管理を行っている
職業訓練法人弘前職業訓練協会を引き続き指名するものであ
る。

(申請の概要等について説明)

評価について、小委員会における評点合計の 100 点満点換算
点は 86.5 点となった。したがって、職業訓練法人弘前職業訓練
協会を指定管理者候補者の選定案として決定した。

(議長)

以上の説明について、質問や意見はないか。

(委員)

申請書を確認すると、これまで指定管理を行ってきた団体であれば、もう少し具体的な記載があってもいいと思う。例えば、卒業生がどういった技術を持ってどのように活躍しているのかが見えてこない。その辺りはどのように考えているか。

(施設所管部)

この施設は、すでに就職されている人が学ぶ場所であり、無職の人が訓練を受けて、どこかに就職しているものではない。

(委員)

募集要項時の審議会では、建築系の人が多いと話していたが、その人達がどの様に働いているかなどの内訳があるように、もう少し具体的な実績の示し方があると考えます。

(施設所管部)

平成 29 年度の内訳について、普通課程では、建築板金科 10 人、木造建築科 8 人、左官タイル石膏科 4 人、建築塗装科 6 人、和裁科 1 人となっている。短期課程では、板金コース 6 人、塗装コース 10 人、建築コースの指導員コースが 3 人、左官コース 6 人、建築コースの検定コース 5 人、和裁コース 5 人となっている。

(委員)

それは弘前市の人だけか。

(施設所管部)

そうではない。

(委員)

どういう人が受けているかといった情報は無いのか。

(施設所管部)

市から補助金を交付しているが、要件としては、市内に住所を有する人もしくは市内の事業所に勤める人となっているが、補助対象となっている部分だけを把握している。

(委員)

パーセンテージは分かるのか。

(施設所管部)

普通課程では、建築板金科 10 人中補助対象が 10 人、木造建築科 8 人中補助対象が 6 人、左官タイル石膏科 4 人中補助対象が 3 人、建築塗装科 6 人中補助対象が 5 人、和裁科 1 人中補助対象 1 名となっている。短期課程では、板金コース 6 人のうち 2 人が補助対象、塗装コース 10 人のうち 10 人が補助対象、建築コースの指導員コースが 3 人のうち 2 人が補助対象、左官コース 6 人のうち 3 人が補助対象、建築コースの検定コース 5 人のうち 3 人が補助対象、和裁コース 5 人のうち 5 人が補助対象となっている。

(委員)

建築関係の技術を供給することは、市民にとって非常に重要な役割を担っていると考える。そういったところをもっと見えるように、継続での1者ということであれば実績を示してほしい。そこをどう見せるかといったところは工夫しないとけない。

(委員)

この施設は、労働者が自ら行くのか、従業員として行くのか。

(施設所管部)

従業員を会社が行かせるようにしている。

(委員)

どういう科があって、学んでいるが何人いて、その人は近年どのような推移を示しているのか、そういったところをデータとして持っておく必要がある。科目というのは法律で決まっているのか。

(施設所管部)

そうでは無い。

(委員)

であるなら、科を検討するというのも効果的に利用することにつながると考える。また利用人数なども検証しなければ、目的を達成できないと思うので、指定管理団体の把握をしっかりと行っていただきたい。

(施設所管部)

市内事業所は人手不足で、新しい社員への教育に手が届きにくい状況であり、そうした役割を担うことになるので、人出不足の業種や科目の選定、定着率について調査して随時、効果測定しながら反映させていきたい。

(委員)

利用者の増加を図る方法としてパンフレットの作成と配付が挙げられているが、この方法はいままではどうだったか。

(施設所管部)

継続的に実施をしてきたものである。

(委員)

新たな試みではないので、いままで同じ手法で行うことで利用者の増加が図られるのか。より効果的な方法を検討してもらいたい。

(施設所管部)

パンフレットの配付は継続的に実施してきたものだが、新たな取り組みとして、講師が集まる役員会などで利用者増加についての方策を検討していくことが提案されていた。

(議長)

他に質問等がなければ、弘前職業能力開発校の指定管理者選定案については、妥当であるとしてよろしいか。

<委員了承>

(議長)

次に、弘前市伝統産業会館の指定管理者選定案について説明をお願いします。

(施設所管部)

当施設の指定管理者については、現在指定管理を行っている弘前市伝統産業会館管理運営委員会を引き続き指名するものである。

(申請の概要等について説明)

評価について、小委員会における評点合計の100点満点換算点は84点となった。したがって、弘前市伝統産業会館管理運営委員会を指定管理者候補者の選定案として決定した。

(議長)

以上の説明について、質問や意見はないか。

(委員)

利用実績について非常に分かりやすく、他の施設でも活用していただきたい。月の利用時間実績とは何の時間なのか。

(施設所管部)

月の平均では無く、会館を利用した合算の時間である。

(委員)

個人的には、伝統産業会館ではあるが、伝統産業以外の方に利用してもらうことも良いと思っている。施設を訪れたことは無いが、漆器等が展示されていると思うので、日常的にいろいろな人が利用して触れる、見るということからつながっていくと思う。ぜひ、他の施設利用が漏れた人について、この施設に誘導するようにしてほしい。

(施設所管部)

実際、そういった話を聞いたことがあり、調整したところ、定期的な利用につながったので、他の施設と情報共有しながら利用出来ない団体があれば利用してもらい、会場には津軽塗を展示しており宣伝にもなっていくので、いろいろな形で広めていきたい。

(委員)

利用者は団体、それとも個人なのか。

(施設所管部)

個人でも、団体、サークルでも利用は可能である。

(委員)

施設の目的は産業振興ということだが、「伝統」とつくことで利用の枠が縮まってしまうのではと考える。伝統工芸品に關係の無い団体の利用も良いということであれば、そういったところを周知していかないと利用が進まないのでは。

(施設所管部)

現在も地元の町会や周辺の企業などに宣伝を行っており、さらに広げるために、他の施設とも情報共有しようと検討しているところである。

(委員)

指定管理の運営委員会はどのような団体か。

(施設所管部)

母体は、青森県漆器協同組合連合会となっており、津軽塗の組合であり、その人達で委員会を組織してもらっている。

(委員)

自分たちの産業に固執しないで、そのイメージを打破するためにイベントを設けるなどして周知を広めてほしい。

(議長)

他に質問等がなければ、弘前市伝統産業会館の指定管理者選定案については、妥当であるとしてよろしいか。

<委員了承>

(議長)

次に、農林部から、弘前市小栗山農村交流公園の指定管理者選定案について説明をお願いします。

(施設所管部)

当施設の指定管理者については、現在指定管理を行っている小栗山町会を引き続き指名するものである。

(申請の概要等について説明)

評価について、小委員会における評点合計の100点満点換算点は82.3点となった。したがって、小栗山町会を指定管理者候補者の選定案として決定した。

(議長)

以上の説明について、質問や意見はないか。

(委員)

施設には農園があるはずだが、その辺についてはどのように申請書に記載しているのか。

(施設所管部)

貸し農園については 121 区画が対象となっており、市の定める料金で 1 年間貸し出ししている。

(委員)

貸し出しは盛況だと理解しているが。

(施設所管部)

121 区画のうち 117 区画の利用を目標として掲げてきたが、目標を達成している状況にある。

(委員)

その辺りについて、申請書には記載されておらず、指定管理者としてこれまでどういう風に行ってきた、どう考え、今後どうしていくのか、数値を挙げて記載していくことが必要と考える。

(施設所管部)

利用者の募集は市が行っており、指定管理者にお願いするのは、決定した利用者の満足度を高めてもらうための施設の維持管理が主なものとなる。

(委員)

であるなら、利用者の増加を図る評価項目は適当でないのでは。

(施設所管部)

継続的に利用してもらうため、利用者の満足度を高めることが次年度以降の利用者の増加につながるものと考えている。また農園公園の機能としては 2 つあり、1 つは多目的広場や遊具があり、地域住民の憩いの場、休息の場として活用であり、もう 1 つは都市部と農村部の交流促進を図る場であるということで、普段農業に接していない市民が貸し農園を利用することで、地域との交流を深めてもらうことである。

(委員)

農園利用者の満足度を高めることや交流促進を図ることは、市が主体となって考えることなのか。

(施設所管部)

施設の使い方や利用者の満足度を高めていただくことは指定管理者の位置づけが重要であると考えている。施設のハード整備については市が行うものであり、整備したものについては指定管理者で満足度を高めるために管理してほしいと考える。

(委員)

他の施設であれば自主事業を求めたりするが、そういった記述は無く、もっと記載してもらうことが必要なのでは。

(施設所管部)

まずは市がいろいろなところに施設を周知して利用者の増加を図っていき、指定管理者には施設を利用してもらう環境整備を主眼としてお願いしたい。

(委員)

その場合なら、施設管理の業務委託だけで良いことになるのでは。指定管理をお願いするのであれば、自主事業などを実施してもらうなどの考えをしっかりと持っていていただきたい。

(委員)

成果も含めて指定管理ということであるから、これまでの利用実績の数値を申請書にも記載してほしい。利用者の満足度などが広がっているのであれば、そういったことが見えるほうが指定管理者側でも数値が証拠となっていくので。

(委員)

添付資料についての有無を記載するチェック欄が空欄となっているので、書類の記載の確認を徹底してほしい。また、添付資料にもバラつきが見られるので、しっかり統一するよう事務局は整理してほしい。

(議長)

他に質問等がなければ、弘前市小栗山農村交流公園の指定管理者選定案については、妥当であるとしてよろしいか。

<委員了承>

(議長)

次に、岩木カントリーエレベーターの指定管理者選定案について説明をお願いします。

(施設所管部)

当施設の指定管理者については、現在指定管理を行っているつがる弘前農業協同組合を引き続き指名するものである。

(申請の概要等について説明)

評価について、小委員会における評点合計の100点満点換算点は81.5点となった。したがって、つがる弘前農業協同組合を指定管理者候補者の選定案として決定した。

(議長)

以上の説明について、質問や意見はないか。

(委員)

予算内訳比較について、弘前市とつがる弘前農業協同組合の支出が記載されているが、弘前市の支出が低く見込まれているのは、どういう風に考えるのか。

(施設所管部)

人件費の積算部分について、つがる弘前農協との差額が出たものである。

(委員)

これを見ると、弘前市の方で運営したほうが良いと捉えられるが。そうでない場合は、つがる弘前農協から使用料を徴収するということが考えられるのでは。

(施設所管部)

つがる弘前農業では、繁忙期になれば人手が不足し 1 人で対応できないということから常勤と非常勤の職員 2 人で積算している。

(委員)

そういうことであれば、予算内訳に整理しておくことが必要である。

(施設所管部)

この部分について内容が資料に表れていないので、改めて精査する。

(議長)

1人で良いのか、それとも職員が必要なのか。そうしたところを判断しないと、農協が割高に積算しても認める形になるのであれば、市でもそうした形に整理し直さないと説明が出来ないので、いま一度精査していただきたい。

(事務局)

岩木カントリーエレベーターについては、次回以降の審議会で改めて説明することとしたい。

(議長)

それでは、岩木カントリーエレベーターについて改めて説明することとしてよろしいか。

<委員了承>

(議長)

今後の予定について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

(資料に基づき今後のスケジュールについて説明。)

(議長)

	質問がなければこれで案件審議を終了する。
その他必要事項	会議は非公開である。